えびの市パートナーシップ宣誓制度実施要綱 (案)

令和 年 月 日えびの市条例第 号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、あらゆる差別をなくし、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、市民一人ひとりが互いに価値観等の違いを認め合い、誰もが自分らしい生き方ができる平和で明るい住みよい地域社会の実現を目指すえびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例(平成30年えびの市条例第4号)及び性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指すえびの市男女共同参画推進条例(平成21年えびの市条例第35号)の理念に基づき、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 性的少数者 性的指向が異性のみでない者または性自認が出生時に届けられた性と 異なる者などをいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。

(宣誓の対者象の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする2人のいずれかが市内に住所を有しているか又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者(届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が民法(明治29年法律第89号)第734条(近親者間の婚姻の禁止)及び第735条(直系姻族間の婚姻の禁止)の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

- 第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市長が指名する者の面前においてパートナーシップ宣誓書(別記様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる全ての書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により宣誓を行った者が市内に住所を有しない場合は、宣誓後1か月以内 に、本市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出するものと する。
- 3 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするために、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (通称名の使用)
- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、 宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書等の交付)

- 第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(別記様式第2号。以下「証明書」という。)及びパートナーシップ宣誓証明カード(別記様式第3号。以下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、市内に住所を有していない2人が宣誓した場合においては、先に宣誓書の写しを交付し、第4条第2項に定める書類の提出後に証明書及び証明カードを交付するものとする。
- 2 前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を証明カード(裏面)に記載するものとする。 (証明書等の再交付)
- 第7条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該証明書又は証明カードを紛失、毀損、又は汚損したときや、その他の事情により再交付が必要と認められるときは市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、証明書又は証明カードの再交付を受けることができる。
- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

(証明書等の返還)

- 第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明 書等返還届(別記様式第5号)に交付を受けた証明書及び証明カードを添えて市長に 返還しなければならない。
- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 新たに婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合
- (3) 双方が本市外に転出した場合

(証明の無効)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明を無効とする。この場合において、市長は、パートナーシップ宣誓証明無効通知書(別記様式第6号)により宣誓者に対して、無効になった旨の通知並びに証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。
- (1) 第3条各号のいずれかの規定に反していた等の不正により宣誓を行っていた場合
- (2) 前条各号のいずれかに該当するにもかかわらず前条に規定する返還の届出をしない場合

(宣誓書の保存及び廃棄)

第10条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り宣誓書を保存するものとする。ただし、第8条の規定による返還の届出があったとき、又は前条の規定により無効となったときは、宣誓書を廃棄することができる。

(他の地方自治体との連携協定)

- 第 11 条 宣誓者は、えびの市とパートナーシップ宣誓制度に関する連携協定を締結している自治体(以下「連携自治体」という。) へ転出する場合であって、継続してパートナーシップ宣誓制度に類する制度を利用しようとするときは、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書(別記様式第 7 号。以下「情報引継ぎ申出書」という。)を市長に提出することができる。
- 2 市長は、前項の規定により情報引継ぎ申出書が提出されたときは、速やかに情報引継ぎ申出書の写しを、転出先の連携自治体の長に送付するものとする。
- 3 情報引継ぎ申出書により、連携自治体の長から市長に宣誓情報の引き継ぎがあった場合は、当該申出者は市長に宣誓したものとみなす。
- 4 前項の場合において、市長は申出書2人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の 提出を受け、証明書及び証明カードを交付する。
- 5 市長は、宣誓者が連携自治体へ転出する際に、パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出 書を提出した場合は、第8条の規定にかかわらず、証明書及び証明カードが返還され たものとみなす。

(市民及び事業者への通知)

第12条 市長は、市民及び事業者がこの告示の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は令和3年12月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

パートナーシップ宣誓書



様式第2号(第6条関係)

パートナーシップ宣誓証明書



様式第3号(第6条関係) パートナーシップ宣誓証明カード



様式第4号(第7条関係) パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書



様式第5号(第8条関係) パートナーシップ宣誓証明書等返還届



様式第6号(第9条関係) パートナーシップ宣誓証明無効通知書



様式第7号(第11条関係) パートナーシップ宣誓情報引継ぎ申出書

